

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【公表番号】特表2009-520801(P2009-520801A)

【公表日】平成21年5月28日(2009.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2009-021

【出願番号】特願2008-546644(P2008-546644)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/155 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/426 (2006.01)

A 6 1 K 31/427 (2006.01)

A 6 1 K 31/4439 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 P 5/50 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/155

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/426

A 6 1 K 31/427

A 6 1 K 31/4439

A 6 1 P 3/10

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 P 5/50

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年7月10日(2013.7.10)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以前に、抗糖尿病薬で治療されていないヒトにおける2型糖尿病の治療のための第一選択療法としてメトホルミンまたはチアゾリジンジオンと組み合わせて使用するためのDPIVインヒビターを含む医薬組成物。

【請求項2】

ヒトが、食事制限、減量および/または運動単独を用いて適切な血糖コントロールを達成することができなかった請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

DPIVインヒビターおよびメトホルミンまたはチアゾリジンジオンが、同時、連続的または別々に投与される前記請求項のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項4】

DPIVインヒビターおよびメトホルミンまたはチアゾリジンジオンが、経口投与される前記請求項のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項5】

DPIVインヒビターが、グルタミニルチアゾリジンまたはその医薬的に許容しうる塩である前記請求項のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項6】

DPIVインヒビターが、シタグリブチン、ビルダグリブチン、サクサグリブチン、デナグリブチンおよびアログリブチンおよびその医薬的に許容しうる塩から選ばれる請求項1～4のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項7】

DPIVインヒビターおよびメトホルミンまたはチアゾリジンジオンが、1日1回、2回または3回投与される前記請求項のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項8】

DPIVインヒビターが、メトホルミンと組み合わせて投与される前記請求項のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項9】

チアゾリジンジオンが、トログリタゾン、シグリタゾン、ピオグリタゾン、エングリタゾンまたはロシグリタゾンである請求項1～8のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項10】

チアゾリジンジオンが、ロシグリタゾンである請求項9に記載の医薬組成物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0044

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0044】

DPIVインヒビターおよびメトホルミンまたはチアゾリジンジオンは、食前、食中または食後に服用することができる。食前に服用する場合、食事の1時間前、好ましくは30分前に服用することができ、もしくは15または5分前でもよい。食後に服用する場合、食事を終えて、5、15または30分後に服用することができ、あるいは1時間後でも服用することができる。